第 144 回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 144 回入札監理小委員会議事次第

日 時:平成22年10月12日(火)17:44~20:03

場 所:永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 実施要項(案)等の審議

- ○公物管理補助業務(河川巡視支援業務)(国土交通省)
- ○公物管理補助業務(河川許認可審査支援業務)(国土交通省)
- ○公物管理補助業務(ダム管理支援業務)(国土交通省)
- ○公物管理補助業務(堰·排水機場管理支援業務)(国土交通省)
- ○公物管理補助業務(道路巡回業務)(国土交通省)
- ○公物管理補助業務(道路許認可審查·適正化指導業務)(国土交通省)

2. その他

<出席者>

(委 員)

小林副主查、逢見副主查

(国土交通省)

大臣官房技術調査課 横山課長、建設システム管理企画室 勢田室長 大臣官房地方課 坂根課長

河川局河川環境課 中嶋課長、流水管理室 岡積室長、河川保全企画室 小俣室長 道路局国道・防災課 深澤課長、道路保全企画室 森戸技術企画官

(事務局)

舘事務局長、和田参事官、栗田参事官、山西参事官

〇小林副主査 それでは、ただいまから第144回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、国土交通省の公物管理補助業務の実施要項案6件についての審議を行います。

初めに、河川巡視支援業務、河川許認可審査支援業務、ダム管理支援業務、堰・排水機場等管理 支援業務の実施要項(案)の審議を行いたいと思います。

本日は、国土交通省大臣官房技術調査課、横山課長に御出席いただいておりますので、事業の概要や実施要項(案)の内容等について御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は4本まとめて40分程度でお願いいたします。

○横山課長(大臣官房技術調査課) 技術調査課長をしております横山と申します。本日は、どう ぞよろしくお願いいたします。

最初に、私の方から、今日御審議をお願いします公物管理業務の全体について最初に簡単に御説明したいと思います。座って失礼いたします。

お手元の資料が概要をまとめたものでございますので、これで説明をさせていただきたいと存じます。

実は、前回私がお邪魔したときに、今日説明する公物管理業務ではなくて、それ以外の発注者支援という工事の発注に関係する業務あるいは用地の補助業務を御説明した次第です。もう一度改めまして背景だけ最初に申し上げますと、発注者支援業務等と申しております業務全体は、公共事業費が最近では減少しておりますけれども、過去はずっと増大してきたということ、そして、事業費だけではなくて、業務が多様化・高度化してきた。例えば、地元といろいろな調整をしなければいけないとか、公物管理の水準を高度化しなければいけない、こういう要請に応じて対応してきたものでございます。一方で、公務員の定員削減がありまして、仕事は増える中で一方で人は減ってくるということで、どうするかということで、行政の仕事の一部を補助してもらえるような行政補助業務をアウトソーシングしてきた次第でございます。従来そういう業務は、やはり行政経験がある人の方がやりやすいということで現在は競争入札にしておりますけれども、以前は特命随契で公益法人建設弘済会等が行ってきたということでございます。

資料の1ページ目に左側に業務を3つ書いてございます。今日御説明いたしますのは真ん中でございますが、公物管理補助業務と書いてあるものでございます。中身は道路・河川等の施設の管理に関する補助業務でして、今ここの表では5つに分類しておりますが、今日は中身によって少し分けて資料をつくった方がいいということで6つに分けております。後ほど概要を説明させていただきます。

右は、業務についての契約実績をまとめたものでございます。前回説明いたしました発注者支援業務、一番下の用地補償業務、これらを入れまして全部で2,200件ぐらいございますが、うち公物管理補助業務については、今日御説明するものは平成21年の実績で申し上げますと670件ということですから、大体3割ぐらいになっているということでございます。

それぞれの業務内容でございますが、2ページをご覧いただきたいと思います。各ページに右半分、左半分でそれぞれの業務を書いてございます。まず、2ページの左半分でございますが、河川の巡視支援業務ということで、河川の管理をする上で日常的な巡視が必要であるという状況を把握

して、国の職員に報告するあるいは記録をする、そして、職員の指示のもと必要な措置を講ずるという業務を行ってございます。中身としては4つほど写真が入っておりますけれども、例えば、堤防などの状況を確認する、それから、違法行為があった場合、例えば、写真にありますようなごみが捨ててあるのを発見した場合の対応であるとか、あるいは空間の利用ということで、いろいろな利用がされておりますので、その利用が適正かどうかを把握する。それから、自然環境、例えば、水質等の状況を把握する、こういう業務をしているものが河川巡視支援業務でございます。

それから、右にまいりまして、同じ公物管理の中でも河川の許認可の審査業務でございます。先ほどの現地を巡視するという業務に対して、こちらは書類の審査をすることが中心になります。河川でも道路でも同じですが、いろいろな許可や認可が必要になるものがありまして、書類を出していただきますので書類審査の補助をすると。

それから、2番にありますのは、現地でそういうものがしっかり指定したとおりになっているかどうか、現地状況は書類に合っているかどうかを確認すると。それから、台帳の整備をするというような業務が河川許認可審査支援業務でございます。

3ページにまいりまして、公物管理の中の大規模な施設の管理ということで、左側が堰や排水機場でございます。堰というのは川で時々ありますが、川の水をとるときに、いわゆる川の水をせき上げて水道用水をとるとか、農業用水をとるというときに使うものでございます。そういう施設の管理をするというものでございます。排水機場というのはわかりやすく言いますと、大きなポンプでございまして、河川の水を強制的にくみ上げて、我々が住んでいる土地への浸水を防ぐように水を強制的に排水するようなものでございまして、この大きなものを排水機場と呼んでおりますが、そういう施設の管理支援ということで、一つは操作を支援するということ、それから、状況を関係する機関に、例えば、県や市町村に連絡する必要がありますので、関係機関への情報伝達をするということ。それから、状況を監視支援と書いてありますが、点検をしたり、そういう状況を把握するということを行っております。また、それに付随しまして、気象や雨の情報、水門情報などを収集する、資料の整理をするという業務を行っているものでございます。

右にまいりましてダムの管理支援業務ですが、これは先ほどの施設がダムに変わったと思っていただければいいんですが、ダムの操作、関係機関への情報伝達、同じくダムの形態そのものあるいは貯水池の監視等をするものでございます。

4ページは、道路の方は後でもう一度区切って御説明しますが、河川と対比していただく方がわかりやすいので併せて御説明申し上げますけれども、左側が道路の巡回業務です。先ほど河川の巡視業務がありましたが、道路の巡視をするということでございます。施設で書き方が違っておりますが、通常巡回、定期巡回、異常時巡回と書いてございます。通常巡回というのは2日に一遍とかあるいは毎日とか、パトロール車両から状況を確認するというもの。それから、定期巡回は、そういうものに加えて橋等いろいろな構造物がありますので、その構造物の細部の点検、頻度は低いですが、細かいところを見るというもの。異常時の巡回というのは台風や地震、豪雪のときに施設が壊れていないかどうかをチェックする必要があるので、そういう巡回でございます。併せて応急作業ということで、障害物が落ちていたような場合にそれを除去するという業務も併せてやっている

のが巡回業務でございます。

右側は、公物管理補助業務、これは河川でありました許認可や適正化の指導業務でございます。 道路の場合も河川と同じようにいろいろな申請書類が出てまいりますので、その書類の審査、それ が実際に現地できちんと行われているかどうか、施行状況の確認をするような事柄、それから、道 路の不法な使用とか不法な占用がないかどうか、そういうものの指導をしたり取り締まりの手伝い をする。それから、特殊車両と書いてありますが、これは大型の車両で特殊な車両について、ちゃ んと守って通行しているかどうかを現地で確認する作業がございますが、そういうものの補助をす る業務でございます。

以上、河川関係4つ、道路関係2つでございますが、本日御説明したいと思っております。

それから、今日の資料につきましては、今から御説明申し上げますけれども、前回の9月 28 日にいわゆる発注の積算や工事監督の業務、用地補償業務について御説明した際にいろいろ御指摘をちょうだいいたしました。この辺の書きぶりがちょっと不十分なのではないかとか、この辺をこのようにしたらどうかということで、その後、事務局と御相談して修正案をつくりまして両先生にも見ていただいているということでございますけれども、その辺は前回のものを踏まえて今日も既に織り込んで直しているつもりでございます。

なお、前回見ていただいたものについては今パブコメをスタートしたところです。いろいろお世 話をおかけしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、個別の業務について御説明したいと思います。

○勢田室長(大臣官房技術調査課建設システム管理企画室) 技術調査課室長の勢田と申します。 よろしくお願いいたします。

ただいまから4つの業務について説明させていただきたいと思います。まず初めに、今申しましたとおり、9月28日に御説明した同じ項目でございますが、その部分についてはもう一度さっと説明した方がよろしいでしょうか。それでは、1つ目、河川巡視支援業務についてざっと全体を説明させていただいて、残りの3つについては、それと異なる部分を主に説明させていただきます。

では、4ページから進めさせていただきます。「1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施にあたり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項」、「1. 1 対象公共サービスの詳細な内容」ということで、まず業務の概要を書かせていただいております。所管する河川区域、河川予定地及び河川保全区域を巡視すると。それによって河川管理業務の支援を行うというのが内容でございます。

なお書きのところにいろいろ書いておりますが、一番下に内閣府沖縄総合事務局管内の事務局を 除いていると書いてございます。河川につきましては沖縄では直轄河川がないということなので、 沖縄ではこういう業務は発生しないということで書かせていただいているところでございます。

(2)業務の内容でございます。 7行目の「また」以降でございますが、これが前回御指摘を受けて今回入れ込んでいるところでございます。平成 23 年 4 月実施予定の各事業については別紙1のとおりであるが、最終的に確定した発注内容については、入札公告において示すとともに、入札公告後速やかに官民競争入札監理委員会に報告するということで書かせていただいております。

主な業務内容を今から紹介いたします。まず1)、河川管理上必要な情報等を把握し、把握した異常や河川法に関する不法行為等に対する必要な処置を講じる。更には、河川管理上必要な情報及び資料収集をするというものでございます。

- 2)巡視区域の異常や変化、利用状況、不法占用等の発見・把握、情報収集、適宜の処置を行うものであるということでございます。
- 3)河川巡視についてでございますが、先ほど説明しましたとおり一般巡視のほか、いわゆる堤防・護岸など不法行為などの対象を特定して、詳細に巡視する目的別巡視というものがあるということでございます。一般巡視は車両を用いて車上から実施すると。目的巡視は、加えて徒歩もしくは船舶を用いて実施する場合があるということでございます。
- 4)河川巡視の際の具体的実施内容。①河川区域等における違法行為の発見を行う、②河川管理施設及び許可工作物の維持状況の確認をするということでございます。③河川空間の利用にかかわる情報収集を行う、④河川の自然環境にかかわる情報収集。例えば、水質事故などがございますが、そういうものも含めまして情報収集するというものでございます。
- 5)今申しました幾つかの巡視において異常を認めたときには、現場で講じなければならない処置について書いております。①現状を写真等で撮影し、記録するというものでございます。②非常に 重要な事態がありましたら連絡をするということについて書かせていただいております。
- 6)巡視結果の記録・報告。先ほど申しましたような現場での処置に併せまして、その後も含めてでございますが、いわゆる巡視終了後速やかに報告する、もしくはその後の記録、報告をするということについて記載させていただいております。
- 7)巡視車両等。ここでは、いわゆる巡視に用いる車両もしくは船舶については、業務発注担当部署から貸与するということについて書かせていただいております。貸与するに当たりましては、①②にありますとおり、施設の管理・点検をしっかりしなさいよということを書かせていただいております。
- 9)その他でございますが、河川区域巡視のお話をさせていただきましたが、①海岸もしくは砂防 区域のようなところも一連で管理していることがございます。そういうものを巡視業務に加えるこ とがあると。②出水時もしくは災害・事故の発生時などについては、特に指示をすることがあると。 ③いわゆるいろいろな外部機関との連絡調整も書かせていただいております。

これが全体の業務内容でございます。

- 「1.2 確保されるべき対象公共サービスの質」ということで、「1.2.1 達成目標」とございます。 (1)(2)(3)と書かせていただいておりますが、これは先ほど申しました業務概要の特に重要な 4) ~ 6)を示させていただいております。
- 「1.2.2 達成水準のモニタリング方法 (業務評価)」でございます。(1)業務の執行状況に係る評価項目、これは前回と同じように、この業務につきましては発注者が業務成績評定をこういう項目で行っております。それをここに挙げさせていただいております。
- (2)業務執行上の過失等に係る評価項目ということで、これは逆に現場でいろいろな過失等がございましたら、評価として減点しますよという項目を書かせていただいているところでございます。

- 「1.2.3 創意工夫の発揮可能性」ということで、(1)業務の実施方針に関する提案をしてくださいと書いてあります。
- (2)業務に対する技術提案ということで、業務の特性に応じて留意点などの提案を行ってくださいという形で書いております。
 - 1.2.4 は、通常のコンサルタント業務と同じような内容なので省かせていただきます。
- 「1.2.5 費用負担等に関するその他の留意事項」ということで(1)貸与品。先ほど申しました車両や船舶、資料の貸与のお話について書かせていただいているところでございます。

それ以降は通常の調査設計業務と同じなので、省略させていただきます。

- 「2. 実施期間に関する事項」ということで、この業務につきましては3種類の期間の設定をしたいと考えております。1つが、単年度契約でございます。2つ目が、2か年の複数年度契約。3つ目が、3か年の複数年度契約と3つを想定しています。2か年の複数年度が半分程度と多くしたいと。それから、単年度を残りの半分程度。これは隔年で回していくということなので、ほぼ全数にわたって複数年度の契約をしようということでございます。3か年につきましては、複数年度契約期間が非常に長いということもありまして、一応幾つか試行でやってみようということで挙げているものでございます。
- 10ページの6行目「なお」以下でございますが、これも前回の御指摘の中で入れているところでございます。入札単位ごとの業務の実施期間については入札公告において示すとともに、入札公告後速やかに監理委員会に報告をします。
- 「3. 入札参加資格に関する事項」の「3-1. 単体企業」「3-2. 設計共同体」、両方を認めるということでございます。
- 「3-3. 入札参加者間の公平性」ということでございまして、いわゆる資本関係や人間関係で非常にかかわりが強い2者については、どちらかだけが参画できますよということを書かせていただいているところでございます。
- 「3-4. 競争参加資格確認申請書の提出者に関する要件」の(1)中立公平性に関する要件でございますが、まさに対象河川で河川空間を占用する業者と関係がある方がこの業務をやっていただくと非常に中立公平性が欠けることになるので、そういう方は入札参加できないということを書かせていただいております。
- (3)業務実施体制に関する要件ということで、これは現場の管理・巡視ということで非常に地先性が求められるということでございますので、巡視区域が所在する都道府県と同一の都道府県内に業務拠点を有するものということで考えております。
- (4)業務実績に関する要件、これは過去 10 年間に1件以上の今から申します実績があれば参加資格要件を満たすということでございます。その内容は、その下につらつらと書いてございますが、要は、いわゆる土木設計業務や調査検討・計画策定業務、いわゆる通常の一般的な土木コンサルタント業務をやっていれば、それが実績とみなせるというところまで拡大しております。

それから、発注機関につきましても国だけに限らず、県、政令市、市町村等まで含めて広く発注 機関を広げているところでございます。

- 「3-5.配置予定管理技術者に対する要件」で(1)予定管理技術者の資格でございます。以下のいずれかの資格を有する者ということで、技術士、土木学会から認定されたいろいろな技術者、一級土木施工管理技士、RCCM、併せてこれは河川の巡視ということなので、河川法第77条1項の河川監理員の経験を1年以上有する者。また、河川または道路関係の技術的行政経験を25年以上有する者を広げるという意味で付け加えさせていただいております。
- (2)予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績。これも先ほどの企業の実績と同じように、過去 10 年間の中で1件以上の実績がある者ということでございます。その実績というのは元請けとしての経験にとどまらず、出向や派遣、もしくは再委託を受けて実施したものについても認めるということでございます。
- [1] 同種ということで国、県、政令市、特殊法人、大きな発注機関における公物管理補助業務を行ったものは同種と認めましょうと。
- [2]類似は、地方公共団体と書いておりますが、いわゆる市町村なども含めての地方公共団体でございまして、その中で発注した公物管理補助業務というものを類似にしましょうと。更に、国から市町村までのすべての発注機関にわたりまして、公物管理補助業務に限らず、いわゆる土木設計などの通常の土木コンサルタント業務を実施したものについても類似業務として認めましょうということにしております。
- (4)手持ち業務量でございます。これは前回の御説明も全く同じ内容でございますが、いわゆる管理技術者が相当多くの業務量を持っていただくと、一つ一つの業務が手薄になって品質の関係で問題が出てくるおそれがあるということで、手持ち業務量をある程度制約させていただいております。前回と同じような幅でございまして、平成23年4月1日現在の手持ち業務量が4億円未満かつ10件未満という条件をつけさせていただいております。

なお、いわゆる調査基準価格を下回る金額で落札した業務、我々は低入札業務と言っておりますが、そういうものについては更に品質の面で懸念されるところが多いということなので、この業務量の制約を変えさせていただいております。具体的には4億円というのを今2億円未満に、件数を10件未満から5件未満という形で変えているということでございます。

- 「3-6.配置予定担当技術者に対する要件」でございます。予定担当技術者の資格ということで、つらつらと書かせていただいております。これは先ほどの予定管理技術者以上に資格を増やしておりまして、例えば、技術士の後ろに技術士補を追加していると。それから、一級土木施工管理技士だけではなく、二級土木施工管理技士まで増やしているというように、いろいろ資格の幅を広げているところでございます。
- 「4.入札に参加する者の募集に関する事項」、(1)入札の単位というところでございます。ここにつきましても前回の御指摘を反映させたものでございまして、入札の単位は別紙1に示す業務発注担当部署を基本とするが、具体の入札の単位については入札公告において示すとともに、入札公告後速やかに監理委員会に報告するものとすると記載させていただいております。
- (2)基本事項。この業務につきましても、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価する総合評価落札方式を提供するということでございます。

- 2)は電子入札システムの話なので省略させていただきます。
- 「5.対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを 実施する者の決定に関する事項」ということで、これも前回と同じような内容で書かせていただい ております。
- (2)総合評価の評価項目ということで、この業務における評価項目、それから、評価のウエートについて示させていただいております。一番初めに、予定管理技術者のところでございますが、まず、資格で①②ということで先ほど御説明しました資格についてウエートをつけて示させていただいております。

次に、専門技術力ということで、いわゆる同種業務の実績があるかどうか、類似業務の実績があるかどうかという評価をさせていただいております。

それから、情報収集力、地域精通度ということで、まず、①当該事務所管内における同種・類似業務実績がある、②当該整備局管内における同種・類似実績業務がある、③その他という形で評価をさせていただいております。

それから、予定担当技術者の専門技術力について同様に評価させていただいております。

次の実施方針が各企業の工夫を示していただくところでございますが、業務理解度と実施体制で ございます。実施体制については、実際に記述されたところで我々がどこを評価するかという項目 についてを書かせていただいております。これも前回と同じ内容になってございます。

それから、技術提案、本業務における留意点ということで、的確性、実現性という観点からこれらも評価すると。併せまして、技術評価点が 80 点という形になっております。

その下に、実施方針及び技術提案の履行確実性と書いてございますが、いわゆる調査基準価格以下の低価格での入札になった場合に、入札をされたときに業務が適正に実施されるかどうかをこれで評価しますという形で書かせていただいております。

- (3)総合評価の評価方法でございます。これも前回と同じでございます。評価値の算出方法でございますが、価格評価点と技術評価点を足したものであると。
 - 2)価格評価点については満点は30点だと。
 - 3)技術評価点については満点が60点だという配分割合で示しております。
- (5)競争参加資格確認申請書等に関するヒアリングの実施。これを評価項目の得点に反映させますという形で書いております。
- (6)履行確実性に関するヒアリングは、いわゆる応札した後その応札者の中で、先ほど申しました調査基準価格以下の企業がありましたら、確実性のためのヒアリングを別途行うということを書かせていただいております。

その後その処理について書かせていただいております。

「6.対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項」という形で、 33ページをお開きください。まず、業務発注担当部署及び対象河川管理延長という形で部署と管理 延長を書いております。先ほど申しましたとおり、沖縄はここでは抜けているということでござい ます。 57 ページをご覧ください。従来の実施状況に関する情報の開示ということで、上の箱につきましては平成 $19\sim21$ 年の過年度の業務の実績価格を例として、奈良と大阪を流れている大和川河川事務所についての実績を書かせていただいております。平成 $19\sim20$ 年度に若干金額が減っていますが、これは後ほど説明いたします。

下の方でございますが、「2 従来の実施に要した人員」ということで人員について書かせていただいております。細かな字のところは、いわゆる資格や要件ですので省かせていただきます。

下の表ですが、平成 $19\sim21$ 年と各月ごとに担当技術者の人数を書かせていただいております。 平成 19 年度につきましては、すべての月で「6 (4)」と書いておりますが、平成 19 年度につきましては巡視だけではなくて、次に説明いたします河川許認可審査支援業務と合わせて1 本の業務 で出していたということがございまして、合わせてだと6 人体制だったと。括弧書きの4 人というのは、その中で許認可についていくと4 人体制でしたという形で書いております。そのことは、この表の下の注記事項に書いてございます。

次に「3 従来の実施に要した施設及び設備」ということで、これにつきましても各河川事務所には出張所ということで、それぞれの地域に根ざした執務室がございますが、そこについて巡視の担当技術者も配置するという形になります。その後には、設備及び物品、貸与するものも含めて書かせていただいております。

「4 従来の実施における目的の達成の程度」ということで、ここにつきましては、いわゆる巡視した日数を書かせていただきました。それから、2段になっておりますが、下の方にはいわゆる地震や豪雨、事故等における緊急的な河川巡視に要した日数を書かせていただいております。目標計画につきましては、1年を通じてということで366日もしくは365日。実績についても通常の平常巡視については全く同じでございます。

下の括弧書きは先ほど申しました災害でして、平成 19 年度、平成 20 年度はゼロでしたが、平成 21 年度は例えば 36 回とか 1 回とか、そういうものがあったということでございます。

「5 従来の実施方法等」については、民間事業者と発注者側の業務の流れを示しているところ でございます。

戻っていただきまして、23ページ以降の内容につきましては、通常の土木設計業務でも書かれていることと相当程度重なります。併せまして、いわゆる公共サービスの法律を適用するに当たっての報告事項等につきましても、通常のほかのものと同じことを書かせていただいておりますので、ここは省略させていただきたいと思います。

以上が、河川巡視支援業務の内容でございます。

次に、河川許認可審査支援業務について説明いたします。 4ページですが「1.1 対象公共サービスの詳細な内容」ということで、(1)業務の概要でございます。許認可等の審査・指導の支援として、関連する調査や資料整理、申請者等に対する窓口対応、申請手続についての指導、現地調査等の業務を実施するということでございます。

ここも、なお書きで対象外の整備局を書かせていただいております。関東地方整備局と沖縄総合 事務局を除くと。関東地方整備局は職員の現場体制の話も含めまして、直営でやっていると。沖縄 につきましては、先ほど申しましたとおり直轄の河川がないということでございます。

(2)業務の内容でございます。まず、下に書いていますのは、許認可ということなので関係諸法例について列挙させていただいております。

主な業務内容は以下のとおりということで、1)河川法に基づく各種申請書類・届出の事前協議、受付、事前整理、審査の支援を行う。具体には、①事前協議、②申請書の受付、③形式審査、④内容審査、⑤申請許可処分後の書類整理を書いております。

- ⑥は、こういう申請したものについて、いわゆる河川現況台帳というものを我々は整理してございますが、そういう台帳に整理するということでございます。
 - ⑦申請許可処分後、実際に現地でそのとおり行われているかどうかの状況確認も入っております。
- ⑧占用期間は数年ということでございますので、更新許可等の手続もここに含まれるということでございます。
- 2)、先ほど申しました審査業務に併せまして、河川現況台帳・付図の補正整備については、許可処分後の整理事項を台帳・付図等に記載する、もくしは削除するということを書かせていただいています。その申請書の内容は下に書いているところでございます。
- 5)各現場の実情によって、例えば、①海岸保全区域部分なども含まれますと。②出水時等の業務 の支援も入りますということが書かれております。
- 「1.2.1 達成目標」でございます。ここは $(1)\sim(3)$ まで書いておりますが、先ほど申しました業務の内容のすべてをこの言葉で集約して網羅しているというところでございます。
- 「1.2.2 達成水準のモニタリングの方法」以下は、先ほどの内容と同じなので省略させていただこうと思います。

実際に業務量について御説明させていただきたいと思います。まず 33 ページでございますが、業務ボリュームの参考指標ということで、業務発注担当部署につきましては、先ほど申しましたように、関東と沖縄を除いたところで平成 $19\sim21$ 年の許認可の処理件数を書かせていただいております。

55ページ、従来の実施状況に関する情報の開示ということで、これは事例として九州地方整備局の熊本河川国道事務所の業務を示させていただいております。平成 19~21 年というふうに、これも実績の契約額について書かせていただいているところでございます。若干、金額にばらつきがありますが、先ほど申しましたとおり、これは許認可審査業務に併せまして、例えば、出水時の応援のような業務が入っています。ということは、出水がある、なしによって若干、応援の業務量に増減があるという形での変動があるということでございます。そのコメントは注記事項の一番下に書いております。

56ページでございますが、「2 従来の実施に要した人員」。上の方は、先ほどの資格等についてですので省きます。

下の表でございますが、和歌山河川での事例でございます。平成 19~21 年と各月ごとの日当たりの人員を示しております。どの月も2名という形で対応しています。

57ページも和歌山の事例でございますが、これも執務室を貸与しているということです。それか

- ら、設備・物品等についても書かせていただいております。
- 「4 従来の実施における目的の達成の程度」でございますが、許認可審査処理件数を書かせていただきました。目標・計画と実績とは異なりますが、そもそも審査を処理するということで受け身的な業務ですので、まず、目標計画というのは過去3年の平均値を見込みということで入れているだけで、それに変わって実績というのは当然変動するものでございます。これだけの変動があるというところでございます。
 - 58ページは、実施業務の流れを示させていただいております。

これが河川許認可審査支援業務でございます。

続きまして、ダム管理支援について説明させていただきます。

- 4ページ「1.1 対象公共サービスの詳細な内容」の(1)業務概要でございます。ダム、貯水池及び 関連施設等に関する操作、監視、データ整理、資料作成、情報連絡等、ダム等における管理業務の 支援を行う。
- (2)業務の内容でございますが、1)ダム等の操作支援。具体には①ダムを放流するときに放流を下流に通知する、もしくは関係機関に通知するという話があります。放流通知の作成、情報連絡を行うということでございます。
- ②実際の出水時のダムの操作を支援するため、例えば、データ収集や雨量予測などの諸計算を実施するということでございます。
- ③放流警報設備操作支援ということで、ダムの下流で放流のための危険が生じるということでサイレン等で知らせるという操作があります。そういうものの支援を行う。
- ④今申しました放流警報設備区間の下流の巡視、もしくは川で逃げ遅れた方の危険周知をすると いうものでございます。
 - ⑤CCTVによる監視というものがあります。
- 2)ダム等の監視支援。堤体というのはダム本体そのものでございます。それから、その周りの地 山や関連施設、もしくは貯水池の周辺状況を監視して、異常があったときには報告するというもの でございます。
 - 3)ダム等のいろいろなデータ整理を行う。
- 4)ダム等の資料作成支援がございます。その資料作成は、例えば、①ダム管理年報を作成するとか、②操作記録を残すというようなものでございます。
- 6)、国交省の職員の勤務時間外もしくは閉庁日などにおいても、緊急時のために情報連絡業務ということでやっていただくと。
- 7)巡視・監視においての車両もしくは船舶を貸与しますということを書かせていただいております。
- 8)その他、いわゆる業務発注担当部署の組織、ダムということなので非常に山間部の、ある意味 人里が若干ないような離れたところでダムにかかわる工事を行うときに、ダムの操作に併せて工事 監督や積算、技術審査とか、いわゆる工事にかかわるものもやっていただいているところがござい ます。例えば、②工事監督の支援や⑤、⑥の積算や技術審査に関する業務も、僻地ということもあ

りまして、やっていただいているところがあります。

- 「1.2.1 達成目標」でございまして、(1)~(5)に至るまで先ほど説明いたしました業務内容に対応して書かせていただいております。
- 「1.2.2 達成水準のモニタリング方法」でございます。これ以降は先ほどの2つの業務と内容が変わりませんので、省略させていただきたいと思います。

若干違いますのは 11 ページでございますが、3-4 の(1)中立公平性に関する要件ということで、 先ほど申しましたとおりダムの操作だけではなくて、付随的に工事監督や工事の発注にかかわる支援の業務も併せてやっていただく場合があると申しました。そういうときには、いわゆるダムに関係する工事に関係する方がこの業務に携わっていただくと中立公平性を欠くということなので、そういうものを追加させていただいております。

あとは資格要件で若干違いますのが、13ページの3-5に配置予定管理技術者の資格要件を書かせていただいております。具体には、河川法施行規則第27条の2第1項第1号に基づく登録試験、要は、ダム管理主任技術者という資格試験がありますが、そういうものに合格した者、もしくは研修を要した者をこのダム管理支援につきましては追加ということで資格を入れさせていただいております。

16ページの(1)予定担当技術者の資格でございます。1つ目の「・」で「技術士」と書いておりますが、申し訳ありません、この後ろに技術士補ということで漏れがございましたので、追加させていただきたいと思います。

- ○逢見副主査 技術士のほかにということですか。
- ○勢田室長 そういうことです。先ほど申しました2つについては入っております。ここだけ記入 漏れということで申し訳ありません。

あとは内容的には全く同じでございます。

業務量についてでございますが 33 ページ、別紙1ということで業務発注担当部署及び対象施設は、それぞれ地方整備局の主にダムを管理している事務所の名前を書いております。施設名というのはダムの名前でございます。一番右に操作方式がございます。これはダムを洪水操作するときの操作方法が幾つかありまして、それを記入しております。いわゆる操作のノウハウという意味では、ここで記載しておいた方がいいのではないかという形で書かせていただいているところでございます。

具体の業務量については 63 ページ「1 従来の実施に要した経費」ということで、これも平成 19~21 年の実績額を書かせていただいております。具体には九州の佐賀県にございますが、厳木 ダムの実績を示させていただきました。

- 「2 従来の実施に要した人員」という形で、下の表でございます。厳木ダム管理所で平成 19 ~21 年まで、これはいわゆる委託業務に年度を通じて直接従事した人数を記載しているということで、延べ人数でございます。これだけの人数があるということでございます。
- 「3 従来の実施に要した施設及び設備」ということで、これもダムの管理所そのものに勤務していただくということですので、それを書いてございます。

- 「4 従来の実施における目標の達成の程度」でございますが、これはダムの操作、内容が変わりますので平常時の業務、洪水調節時の業務、災害等緊急時に関する業務という形で3つの実績もしくは計画を書かせていただいております。平常時の部分は変わりありませんが、それ以外については自然が相手ということなので変動があるというところでございます。
 - 「5 従来の実施方法等」ということで内容について書かせていただいております。
- ○小林副主査 ちょっとページが違っていまして、こちらでいただいているのは 59 ページと 61 ページになっているんですよ。それは何か資料が。
- ○事務局 今確認しまして、事務局で漏れがありまして、59~61 ページが漏れておりましたので、 追加で配付させていただきます。失礼しました。
- ○勢田室長 では、4つ目、最後の業務になります。堰・排水機場等管理支援業務でございます。 4ページ「1.1対象公共サービスの詳細な内容」の(1)業務概要でございます。所管する堰や排水 機場及び樋門等の操作支援及びそのために必要な情報収集、並びに目視による点検を行うものとい うことで書いてございます。
- (2)業務の内容でございますが、「主な業務内容は以下のとおりである」ということで、1)管理対象施設の操作規則もしくは操作要領に基づいて堰・排水機場の操作支援を行うということでございます。
 - 2)操作に必要な水理・水文情報の収集や整備、操作状況の関係機関への情報伝達。
- 3)は、日常の点検の件でございます。目視によって点検して、更に情報連絡するということでございます。
 - 4)施設管理に関する記録、資料作成を記載しております。
- 5)各現場の実情によって、次の業務が付随することがあるということで、例えば①周辺の清掃等、 ②休日・夜間勤務の内容というものが加わる場合があるということでございます。
- 「1.2.1 達成目標」でございますが、今申しました業務内容に応じた項目を挙げさせていただいているところでございます。

それ以降の内容につきましては、今まで御説明させていただきましたものと変わりません。

業務のボリュームということで 31 ページに移らせていただきますが、業務発注担当部署及び対象施設ということで、堰というのはどの河川にも全部あるわけではございませんで、その意味では対象部署は少なくなってございます。

業務量でございます。55ページ「1 従来の実施に要した経費」ということで。

- ○横山課長 ページは合っておりますか。
- ○小林副主査 合っていないです。
- ○横山課長 一番最後の別紙 2 はついておりますか。では、別紙 2 の最後の 2 枚をご覧いただけますでしょうか。
- 〇勢田室長 別紙 2、従来の実施状況に関する情報の開示という上半分の表でございます。「1 従来の実施に要した経費」ということで、具体の実績ということでは、北陸の富山河川国道事務所について挙げさせていただいております。平成 $19\sim21$ 年まで余り金額、実績額に変わりなく挙げら

れております。

注記事項の一番下をごらんください。本業務は平成 19 年度「河川管理及び堰等管理支援業務委託」、ですから、平成 19 年度は堰だけではなくて前後の上下流の河川管理と一緒に契約していたということですので、平成 19 年度は堰管理業務分だけを区分して記載しております。その意味では、堰管理だけでいきますとそんなに変動がないということでございます。

「2 従来の実施に要した人員」ということで、上半分は省略させていただきます。下半分で、 平成 $19\sim21$ 年の 3 か年、項目として 4 項目として挙げさせていただきました。それぞれの人員で 一番上が堰操作の回数という形で、月ごとに要した延べ人数を書かせていただいています。

一番上が日常操作、2行目が小矢部大堰の洪水操作に要した人数。その後は合計が書いてあります。

その下に内川というところについて水をくみ上げるポンプを擁した揚水機場というのがあります。その操作もこの業務の中に含まれていまして、それにつきましても入れさせていただいております。

この内川の揚水機場、操作日をよく見ていただきますと、例えば、平成 19 年は 9 月と 11 月がゼロになっております。これは、1 年のうち 2 か月は関連自治体の負担で操作していただくという形なので、うちの人数には計上していないというものになってございます。

- 「3 従来の実施に要した施設及び設備」ということで、これも堰に管理所がございます。そこ に常駐していただいて執務していただくということなので、それを記載しております。
- 「4 従来の実施における目標の達成の程度」で、まず、打ち合わせ日数、操作支援、堰周辺の 点検の延べ日数、緊急出動の時間、内川の揚水機場の打ち合わせの回数、その内川の操作支援とい う形で計画と実績を書かせていただいております。
- 「5 従来の実施方法等」ということで、業務の流れを書かせていただいております。これも見にくいところがありますが、最後のパブコメのときには見やすい形に処理したいと思います。

○小林副主査 ありがとうございました。

以上でございます。

それでは、ただいま御説明いただきました実施要項(案)につきまして、御意見・御質問をお願いします。

○逢見副主査 まず、入札の対象官署でございますが、公共サービス改革基本方針、閣議決定別表での対象官署と今回の実施要項(案)における対象官署が異なっている部分があります。例えば、河川巡視支援業務について言うと、内閣府沖縄総合事務局が除かれている。河川許認可審査では、内閣府沖縄総合事務局と関東地方整備局が除かれている。それから、ダム管理支援は全部、公共サービス改革基本方針別表で書かれたものと今回が違ってきた理由について御説明ください。

〇小俣室長(河川局河川環境課河川保全企画室) 河川管理を担当しております室長の小俣と申します。よろしくお願いします。

基本方針を出させていただきました7月時点の段階では、今回の業務全体として公物管理の補助

業務ということですので、やはり事務所の今後の事業量あるいは組織の状況、業務分担などをいるいる考えながら実際に発注する、しないを年度末に向けて決めてまいります。7月時点では、やはりどこの官署におきましても発注する可能性は否めないということで全体を挙げさせていただいておったところですけれども、例年ですと予算が決まります12月、1月に向けてそういった作業を詰めてまいるのですが、今年度はこの実施要項をつくる作業もございましたので、それを前倒しで各整備局、現場の方にお願いしまして、現時点の段階でございますけれども、まず、沖縄は今御指摘のように、巡視と許認可については発注する見込みはないということが明確になってまいりましたので落とさせていただいているということでございます。

関東整備局につきましても、来年度も許認可支援については、まず今の段階では発注する見込みがないということで落とさせていただいているということで、この辺につきましては、できるだけ早く明らかにしていきたいということで、また次の委員会までにできるだけ早く詰めるように指示してございますので、順次詰めをやらせていただければと考えてございます。

○逢見副主査 そうすると、平成23年度の開始事業においては沖縄は除かれるということですが、 基本的に沖縄の業務はないということではないわけですか。

○小俣室長 現時点では平成23年度は沖縄の業務はないと予定しているということでございます。 ○中嶋課長(河川局河川環境課) 先ほど説明がありましたように、国が管理している河川の区間 というのは沖縄にはございません。ただ、そういった意味では河川巡視業務や許認可業務というの は、将来、沖縄で国が管理する区間が出ればあり得るのかもしれませんが、今のところはそういう ことはないです。ただ、沖縄ではダム管理は実施しておりますので、そういった意味では河川関係 の業務については直轄管理区間、国が管理する区間がないので、沖縄については当面はないと考え ています。

○逢見副主査 河川巡視の方は、内閣府沖縄総合事務局管内の事務局を「除いている」という書き ぶりになっています。一方、河川許認可の方は関東整備局、内閣府沖縄総合事務所管内の各事務所 を「除く見込み」であるという書きぶりです。そうすると「除く見込み」と書かれると、見込みだ から変わるということなのですか。

○小俣室長 そういった意味では、別紙1の許認可部分は実績を今日の段階では出させていただいていると思います。許認可審査支援の 33 ページでございますけれども、こちらには平成 19~21 年までの実績ベースで今日の段階では資料をつけさせていただいております。この実績を出させていただいている事務所が平成 23 年度に出すであろうということで、今の段階ではこういう整理をさせていただいておりますが、事務局からもできるだけ平成 23 年度の予定を載せられないかということで、私ども先ほど申しましたように、例年ですと1月ぐらいまでに何とか詰めて公示するんですが、それを前倒しで今年度の予定をできるだけ早く詰めるようにということで現場に申してございますので、11月に予定されています次の委員会までには、できるだけこの段階のものを予定に変えられるように、主査の皆様方にお示しできるようにしていきたいと考えてございます。

そういった意味では、この文章につきましても修正を御相談させていただければと思いますが。 ○逢見副主査 沖縄に直轄管理の河川がないから仕事が発注されないというものと、ただ単に、業 務発注がまだ明確でないので発注されるかどうかわからないということがダブっていますよね。

- ○小俣室長 その分はできるだけ明確にさせていただきまして、また事務局と御相談させていただきます。
- ○逢見副主査 では、そこはお願いします。

次に、業務量、契約期間、入札単位は、前回の発注支援業務でも指摘したところですが、事業の 性格上、現段階で期間、入札単位が明確でないということはやむを得ないことだと思いますが、こ の点について入札後速やかに監理委員会に報告するということでよろしいわけですね。

文章を読んでわかりにくいのは、管理技術者と調査職員というのは発注者、要するに国交省職員のことを言うわけですよね。それが括弧して「発注者」と書いてある場合と、括弧して「管理者」と書いてある場合と、何も書いていない場合があります。例えば、河川巡視ですと4ページの業務の内容で「管理技術者は業務全体を統括し、常に調査職員との連絡」と、ここでいきなり「調査職員」と出てくるのですけれども、これだけだとよくわからない。あとの方では括弧して「発注者」と書いてあったりする。書き方を統一していただきたいと思います。

それから、人員配置のところで、例えば、河川巡視支援業務で言うと 57 ページに人員が入っていますが、ここは担当技術者の人員しか入っていないわけですよね。管理技術者はそのほかにいるということか。ほかのところは管理技術者も含めて入っているのですか。

- ○小俣室長 基本的に、今回お示ししたものは全部、担当技術者の人数でございます。
- ○逢見副主査 そこも担当技術者と書いているものもあれば、ただ単に人員の配置が書かれている ものがある。書き方を統一していただきたいと思います。
- ○小俣室長 わかりました。その点も明確になるように追記させていただきます。
- ○逢見副主査 あと、付随業務というのがありますよね。要した経費には付随業務で変動する部分 と付随業務があってもなくても固定的に払っているものとあるのですか。
- ○小俣室長 今の先生の御質問は、例えば、河川巡視業務という幹の部分がございまして、付随的 に許認可の補助を一緒に合併して発注するときには、許認可の補助分の経費も当然合わせて発注さ せていただいているということでございますが。
- ○逢見副主査 変動している理由として付随業務が、許認可支援業務の 55 ページ、別紙 2 で委託費の増減は主に出水対応の増加によるというのがあるが、そうすると出水があったときとないときでは委託費は違ってくるということですか。
- 〇小俣室長 変更する場合があるという規定に基づいて、例えば、別紙2の「2 従来の実施に要した人員」で、基本的には固定人員を毎日張りつけていただくことになるわけですが、出水が例えば夕方から夜にかけてあった場合に、その方に付随業務をやっていただく必要があれば超過勤務が発生いたしますので、そういった年はその分お支払いする額が増えるというような変動要因があるということで書かせていただいております。
- ○逢見副主査 変動要因は、支払いのところに何か書いてあるのですか。
- ○小俣室長 別紙2の1の一番下に「委託費の増減は主に出水対応の増による」という、ちょっと 簡単でございますが、そういう文章を1行付け加えさせていただいてございますが。

- ○逢見副主査 本文の方にも書いてあるのですか。
- ○小俣室長 本文には 26ページの(7)契約の変更及び解除、これは共通的な記載でございますけれども、その中で契約内容の変更ということで 2)で水量の増減、例えば、災害や事故などの発生や 1.1.(2)9)が付随業務ですが、これに示す業務などの追加によりということで、その部分を記載させていただいてございます。
- ○小林副主査でも、それ自体は要した人員のデータには反映されていないんですよね。
- ○小俣室長 はい。この場合は労働時間が超過勤務として発生しているということでございます。
- ○小林副主査 そうすると、それは作業時間という方が人員配置状況よりは有用な情報ということですか。
- ○小俣室長 そうですね、量・精度という意味ではそういった形だと思います。
- ○小林副主査 それは出ないんですか。
- ○小俣室長 記録としてどこまで整理できているかによると思いますが、できないことではないことだと思ってございます。ただ、発注の当初という意味では、この人員をお願いしているということでございますので、あくまでも過去においても4月に業務をお願いする段階では2人の人員をお願いしていまして、増えることもありますよという業務でお願いしてございますので、結果としての精算ということでさせていただいてございます。
- ○小林副主査 そうすると、変動要因というのが出水対応の増によるということで、変動の主たるドライバーみたいなものが作業量の増加であるということになっていると、この変動部分を説明する要素としては、作業時間の増加分という情報があると読みやすいということだと思うんですね。自然を相手にしていることなので、その辺はわからないと思うんですけれども、実際に実績として作業量が増加しましたという部分の説明ができないかどうか。できるのであれば、その情報を加えていただいた方がいいと思います。
- ○小俣室長 私どもの方で現場の資料を精査しまして、この点は事務局と御相談させていただいて 調整させていただくということでよろしいでしょうか。

ちなみに、つまらないミスで申し訳ございませんが、別紙2の「1 従来の実施に要した経費」、 許認可支援で1のところだけ「九州地方整備局熊本河川事務所」と記載してございますけれども、 これは2以降は正確に「和歌山河川」ということで、御説明も和歌山でさせていただきましたが、 これは誤記でございまして「近畿地方整備局和歌山河川国道事務所」でございます。また修正させ ていただきます。

- ○小林副主査 計数的に言うと、標準作業時間みたいなものがあるのであれば、それを出していただいた方がわかりやすくて、それはないんですか。
- ○小俣室長 基本的には指標にも書いてございますように、和歌山の事例でもそうですけれども、 出張所及び事務所に2名と書いてございますが、各々に1名、通常の勤務時間常駐していただいて 処理していただくということで、指標はそのようにさせていただいてございます。
- ○逢見副主査 付随業務と同じように、例えば、河川巡視支援でも6ページのその他に、各現場の 実情により、次のような業務を付随することがある。例えば、出水時の対応がありますよね。こう

いう場合には作業員の時間外の作業が出水があれば増えると思いますが、時間外はかわらないのか。 例えば、巡視で言うと、大和川では過去に出水がなかったので変動していないが、こちらはあった から変動したということですか。

〇小俣室長 大和川の方も別紙2の1では、予算的には若干の変動がございますけれども、4で年間巡視日数を書いてございます。上段が通常の巡視日数でございますけれども、下段に出水時に出てきていただいた回数を記載させていただいてございまして、平成19年、平成20年については出水がなかったということでゼロとなってございますけれども、平成21年は夜間や休日の出水があったということで、このような回数を書かせていただいているということでございます。

- ○逢見副主査 こういう書き方ができるのであれば、ほかのところも書けないのですか。
- ○小俣室長 そこは先ほどの御指摘もございましたので、少し検討させていただいて調整させていただきます。
- ○横山課長 どこまで数字が書けるかというのはありますが、今御指摘がありましたのは、特に変動要素がどの程度実際に起こっているのかという、検討をつけるのにわかるものを書くようにということですので。
- ○逢見副主査 そうですね、民間事業者が参入するときに、どれだけ変動要素があるかがわかった 方がいいですよね。
- ○横山課長 何時間というデータまでなくても、例えば、出水で何回出動してもらったか、そういう数字もあり得るということをおっしゃっていらっしゃるのだと思いますので、どの辺の数字まで書けそうなのかを見極めて、別紙2に書き込む欄をつくれるものはつくりたいと思いますが、少し検討させていただけないでしょうか。
- ○逢見副主査 競争性の確保という点で、これも前回の発注支援業務でも指摘した点でございますが、一者応札が非常に多いということもありますが、競争性確保のためにどういう措置をとられるのでしょうか。例えば、河川巡視であれば、発注者資格の 11 ページで、巡視区域が所在する都道府県と同一の都道府県内に業務拠点を有する、これでどのくらいの入札参加になるのですか。
- ○横山課長 データがあれば今すぐお答えいたしますけれども、基本的には最初の説明で申し上げておりましたように、できるだけ多くの人が参加できるようにする必要があるだろうということで、同主業務というのと類似業務とランクは2つに分けておりますけれども、類似まで含めると、いわゆる設計業務等をやったことがあれば参加できるとしております。各県単位で見て、四国が一番会社の数が少ないということがあるんですけれども、それでも最低で 90 者参加できる会社がございます。関東とかですと、たくさんコンサルタントがございますので、当然その倍や3倍の会社があるということでございます。ですから、我々としてはできるだけ広げてたくさんの会社が参加できるようにというつもりで条件を決めております。

ただ、県内にしておりますのは、やはり緊急時の対応も非常に重要になりますので、そういうところの会社が実際問題来られないということなので、本社ということには限りませんけれども、いわゆる営業所のような拠点でも構わないですが、その県の中にあるという条件を付して応募をかけております。

○逢見副主査 それから事業評価についてですが、これも単年度と2ヶ年、3ヶ年と契約期間がいろいろ出てきて、それも直前にならないとわからないということなので、その事業評価について委員会としても平成 24 年度事業実施に向けてどういう検討をしたらいいかということを、事業評価を踏まえてやらなければいけないところがあるのですが、基本的には単年度契約については契約終了時点で事業状況の調査を行う。複数年度である場合は、平成 24 年度の基本方針の審議に当たって事業評価を行う。3ヶ年については2ヶ年終了後にやってはどうかと考えておりますが、この事業評価の進め方について、そういう考え方でよろしいかどうかというのを確認したいと思います。○横山課長 事業評価の中身も大きく2つあるかと思いますが、1つは、契約時点でたくさんの民間会社が参加していただけたのかとか、結果、応札だけではなくて落札がどうだったのか、この分析をするというのがあると思います。これについては4月の契約ですので、速やかにその後データを整備して分析するということで改善というか、数年契約を導入することで状況が思ったようにいっているのかどうかの評価をまずしたいと思っています。それによって、次の年に同じ方法でよさそうなのか、そうではないのかという評価は必ずしたいと思っています。

もう一つは、実際に業務をやっていただいている状況を把握して、新しい民間会社が入ってくれたことがすべてプラスにつながっていればよろしいわけですが、例えば、業務の効率性やしっかり的確にやってもらっているかというのは、にわかにはなかなかできないと思いますので、業務の終了期間までかかるかどうかわかりませんが、ある程度の期間やっていただいて、本当にうまくその辺がいっているのか、やはりもうちょっと要件の考え方を変える必要があるのかどうかという評価、これは業務が半年とかあるいは1年近く経った時点で評価するということが必要かなと思っております。ですから、大きく2段階に分けて評価したいと考えております。

- ○逢見副主査 では、その時点で当委員会にも報告していただけるということでよろしいですか。 ○横山課長 委員会のタイミングはあると思いますけれども、例えば、来年の今ごろ、秋というこ とであれば、夏・秋時点での我々なりの情報を収集したいと思います。勿論、その後もまた見てい くことは必要かと思いますが、その時点で一定の評価、状況確認はしたいと思います。
- ○逢見副主査 わかりました。 私からは以上です。

○小林副主査 細かいことで恐縮ですけれども、河川の許認可申請支援業務のところで、従来の実施における目的の達成の程度ですが、これは許認可なので注記事項に、更新が予定される件数に実績と差異を生じるものであるという説明があるんですが、ほかの業務は活動をやればそれだけ河川の巡視ができて、安全が確保できるという結果に直接つながっていると思うんですけれども、ここの場合、すごく気になるのが目標計画と実績に乖離があること、一応説明はしているんですが、そうすると、この目標値というのがそれでいいのかみたいな、指標の問題ですね。これは指標として違和感があって、その点は事務局としてもどうなんですか。

○事務局 今の御質問の目標と計画については多分、質のところとリンクすると思われますので。 許認可の発注をするときに大体こういう件数が見込まれるということだと思われるんですけれど も、ここは目標という表現よりも、もっと適切な表現があるかないか、国交省さんと検討したいと 思います。

○横山課長 私も今、確認したんですけれども、ここがどうも様式上、目標・計画という欄と実績という欄を比較して書くようになっています。目標・計画ということなので書いておりますが、実際中身としては目標というよりも見込みということでございます。ですから、年度初めにどのくらいの件数を見込みとして思っているかという数字を書いております。ただ、業務量にとっては一番大事なといいますか、基本の数字になると思います。人間が何人というのと併せて何件の業務をするかというのが非常に大事だと思いますので、この数字そのものはきちんとお示ししなければいけないと思いますので、あとは「目標・計画」という表現を変えてもいいのであれば、例えば「見込み」という表現にするとか、そこはちょっと考えたいと思いますけれども。

〇小林副主査 的確性とか何とか専門技術力があるかどうかといった結果として、許認可がきちんと行われたということが目標なんですよね。だから、例えば、その結果として業務の進捗がスムーズに行われていて、実績として 160 件があったときに、処理がちゃんと期間内に行われたとかそういうことであれば目的の達成かなと思うんですけれども、これだと予定数がこうで実績がこうでしたというだけなので、全然目標設定のインディケーターにはなっていないと思うんですよね。

○小俣室長 まず、この業務の中で一番主要な仕事として、この申請された内容を審査する、ちゃんと項目ができているかとか、申請書類ができているかとか、そのもとで調査職員といいますか、国土交通省で審査するということになります。ですから、基本的には件数が一番重要な指標であることは間違いないということがございまして、主査御指摘のように、過去の実績の中でやられたものはすべて適正に処理はされていると、これは最終的には現場の職員とのセットで対応させていただくことになりますので、例えば、平成 21 年度は 200 件の処理見込みであったものが、実際は 240件、細かいものを含めて少し増えたわけですけれども、これはすべて適正に処理されているというのが実績といいますか、成果と目標の達成ということになりますので、そういった意味で目標と実績の件数を、逆に言うと、それ以外はなかなかお示しするのが難しいということで、これを書かせていただいておりますので、逆に言うと、受注業者がうまく処理し切れなかったというような実績はないということで、こういうことを書かせていただいているんですけれども。

○小林副主査 今の御説明だと、8ページに「業務発注担当部署は業務の成績評定に反映する」と書いてあるところですよね。だから、行った業務数があって、それを発注者側が評価して、これは業務成績評定として○ですよということがあったら、それは100%そうだということ自体が目標の達成ということなるんじゃないですか。つまり、予定件数ではなくて、目標・計画ではなくて。

○小俣室長 まず、申請された書類を定形で、大体基本的に申請項目というのは法律なり手続上決まっていますので、それについて図面がちゃんとできているかとか、申請内容が正しいかどうかというようなことを網羅的にチェックしますので、基本的に量を適正に対応できたかということが我々としての基本的なこの業務が適正にできたかという判断材料の大きな部分になります。それが現場の職員から見て、非常に円滑にうまくてきぱきとやった担当技術者と、そうでない技術者というものは当然出てきますので、その部分は評価の点数などに反映させるということはございますけれども、基本的には業務が私ども委託する内容として適正にできたかどうかというものは、私ども

として必要な申請された件数を処理できたかどうかということで見させていただいていることに なっております。

○横山課長 事務局どうでしょうか。私ども、これを書くときに目標・計画というのを最初にセットすれば変わらないもので書ければ一番いいんですが、この業務もそうですけれども、どうしても状況変化があって、最初は 200 件やってもらおうと思っていたけれども、その人の能力がなくて 180 件しかこなせなかったというわけではなくて、こちらのいろいろな事情でもって 180 件になったり、210 件になっているということでして、ただ、これは書かないと処理する人が目安がわからないので書かないといけないと思うんですが、その辺もうちょっと違う表記の仕方、例えば、注書きをこうした方がいいというのがあれば、そのように工夫したいと思うんですけれども、やはり能力がないからこうなっているという意味では全くないんですが、そのように注書きはしているつもりなんですが、もう少しこう書いた方がいいというのがございましたら、我々書きたいと思いますが、いかがでしょうか。

○山西参事官 これは単に様式の問題でして、ほかの事案の目標の達成の程度というのは、例えば、アンケート等で満足度になりますと典型的に 80%や 60%というのが出るんですけれども、先ほどからの御説明でもともと予定の計画件数と実績を書くところではありませんし、例えば、160件の実績があって、国土交通省さんの評価で 160件すべて適正なものであったと、そうなれば 160件達成ということを書くというだけの話でございますので、この辺は事務局と国土交通省で整理させていただいて、わかりやすい形に見直しをさせていただきたいと思います。

〇小林副主査 だから、これはターゲットじゃないんですよね。この目標・計画と書いてあるところはターゲットではなくて、あくまでも注記にあるように想定の申請件数を加えた見込みの件数なわけで、それを達成すればいいというわけではないので、160件来たものを160件適正に処理されて、きちんとした質が達成されていましたと国土交通省さんの方で判断できれば100%というのが、ある意味来た件数に対して処理がきちんと行われているという評価だと思うんです。これは非常に数字がミスリードするというか、適切ではないので直していただければと思います。

○逢見副主査 8ページの 1.2.1 の達成目標と言っているものは、あくまでも審査支援とか課題把握とか資料整理なので、それが達成すべき目標で、こちらに書いてある別表は目的の達成の程度と書いていますけれども、実際には処理した実績と目標、計画との関係が書いてあるので、確保されるべき質としての達成目標と意味合いが違うから、言葉を変えた方がいいように思いますね。事務局で相談して、いい表現ぶりを考えてください。

○小林副主査 それでは、今日、検討するところが何点か出てきたと思いますけれども、この4本の実施要項(案)につきまして、今日の審議はこれまでとさせていただきたいと思います。

事務局からパブコメの実施や今の調整の関係について、お願いします。

○小俣室長 1か所だけ訂正をお願いできればと思います。最後に御説明しました堰・排水機場等管理支援業務、誤植等は何か所かございますけれども、大きな間違いがございました。33ページに業務発注予定の官署を示します別紙1の表がついてございます。33ページが九州地方整備局になってございまして、前のページが近畿地方整備局になってございます。この間の中国整備局の欄が丸

ごと印刷の関係で落ちています。合計の欄は84となっていますが、この84は合っていまして、印刷で落丁という形で中国整備局の4件が抜けてございますので、これは後ほど正しいものを事務局にお届けさせていただきます。大変申し訳ございませんでした。

○事務局 これから国交省さんの方で4本の実施要項(案)の公表とパブリックコメントになりますけれども、その前に確認すべき点として、まず管理技術者、調査職員の明記、わからないところが太い字のところがあったという御指摘がございましたので、こちらについては相談の上修正させていただきたいと思います。

それから、情報開示のところで付随業務に伴う固定的に発生する業務等で変動する部分について は、国交省さんと御相談の上、指標になるのか表現の方法になるのか御相談ですけれども、変動す る部分がどの程度のボリュームなのかわかるような資料を相談の上、修正したいと考えております。

最後に、許認可の目標と達成については、先ほど御指摘もあったとおり、見込みというのと実績、 適正な業務が履行されたということも含めて注記でうまくわかりやすく表現するような形で御相 談させていただきたいと思います。その内容につきましては、事前に委員にお諮りさせていただい た上で、最終的に意見募集も含めて御相談させていただきたいと存じます。

以上です。

○小林副主査 それでは、若干調整がありますけれども、御検討いただきまして、パブリックコメントも事前に委員の方で確認いたしましてから意見募集をしていただきまして、次回の審議で議了する方向で調整を進めたいと思いますので、国土交通省におかれましては引き続き御検討いただくように、よろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。

(国土交通省担当者入替え)

- 〇小林副主査 では、続きまして、公物管理補助業務、道路巡回業務、道路許認可審査・適正化指導業務の実施要項(案)の審議を行いたいと思います。事業の概要、実施要項(案)の内容等について、引き続き国土交通省大臣官房技術調査課、横山課長より御説明をお願いしたいと思います。御説明は2本まとめて20分程度でお願いいたします。
- ○横山課長 先ほど私の方から冒頭の説明のときに道路関係もパワーポイントの資料で御説明いたしましたので、その分については割愛させていただきまして、すぐに実施要項(案)そのものの御説明に移りたいと思います。よろしいでしょうか。では、説明させていただきます。
- ○勢田室長 それでは、道路巡回業務の方から説明させていただきます。

3ページでございますが、「1.1 対象公共サービスの詳細な内容」ということで(1)業務概要を示しております。本業務は、業務発注担当部署ごとに発注される道路の巡回を行うものということで、道路管理を支援し、良好な状態に保つことを目的にする業務でございます。

(2)業務の内容でございますが、1)道路状況の把握・点検及び道路管理上必要な資料整理ということで、①道路巡回員が管理技術者の指示のもと、道路の利用状況を把握する。更に、道路の異常や不法占用に対して必要な措置を講ずる。更には、情報・資料を収集整理するという3つの内容についてを書いております。

実際には巡回の方法として、通常巡回、平常時にやっている巡回、定期巡回ということで、主要な構造物について細部の点検を行うと。それから、異常時巡回、台風や自然災害があった場合等について行う巡回、それらの巡回の中で緊急的に応急作業を行わなければならないときにはそれを実施する。最後はその報告・記録をするという内容について書かせていただいております。

②巡回運行員は、こういう道路パトロールをするときは当然車両でパトロールするわけですが、 パトロール車両の運転業務、車両管理についてお示ししているものでございます。車両の運転、車 両の管理等々でございます。

2)巡回体制でございます。ここは道路巡回の頻度等についての内容でございます。通常巡回というのは、一般道路は2日に1回、定期巡回は1年を通じて構造物を1回点検するなどの内容についてお示ししてございます。

「1.2 確保されるべき対象公共サービスの質」、「1.2.1 達成目標」でございます。これは先ほど申しました(1)道路状況の把握・点検及び道路管理上の必要な資料整理等でございますが、ここではその内容にかかわるもので関係法令、円滑な業務の履行、一般通行車両、沿道住民への配慮、緊急時の臨機の対応が書かれております。

- (2)巡回体制についてしっかり確保されたかどうかについてをお示ししております。
- 「1.2.2 達成水準のモニタリングの方法」でございます。これは、今までの河川と同じ内容でございまして、業務の成績評定で評価をする項目をそのまま計上させていただいております。
 - (2)業務執行上の過失等にかかる評価項目についても書かせていただいております。
- 「1.2.3 創意工夫の発揮可能性」、これも先ほどと同じ実施方針と技術提案の2つについて書かせてただいております。

その後はほとんど同じ内容について書かせていただいております。

8ページの2、実施期間につきましては、道路巡回につきましては単年度と2か年の複数年度契約を想定して今後実施するということでございます。

3の入札参加資格につきましても河川と内容は全く変わりません。同じ内容が記されているところでございます。

あとはほとんど同じでございますので、業務のボリュームについて御説明させていただきたいと思います。28ページをお開きください。別紙-1. 業務ボリュームでございます。道路の管理ということでございますので、道路管理の区間延長を示させていただきました。実際にはここでは四国地方整備局の事務所しか書いてありません。それ以外のものにつきましては、いわゆる道路巡回という補助業務だけではなくて、維持修繕みたいな工事と一緒に併せて業務発注をしているという、若干業務発注形態が違うということで、この業務につきましては四国地方整備局のものだけを計上させていただいております。

49 ページの業務量をお開きください。別紙-3、従来の実施状況に関する情報の開示ということでございます。これは具体実績として四国地方整備局の徳島河川国道事務所でございます。平成 19 ~21 年まで実績の委託額を示させていただいております。平成 19 年、平成 20 年に比較しまして平成 21 年度は相当程度減っているということでございますが、それが下の注記事項の1つ目に書

いてございます。平成 19 年度、平成 20 年度につきましては、道路巡回業務に併せまして道路許認 可審査・適正化指導業務、工事監督支援を 1 つの業務ということで出しておりました。それが平成 21 年度は道路巡回というものにしたということで金額が変化しております。

それから、注記事項の一番下でございますが、道路管理につきましても先ほどの河川と同じように、委託費がいわゆる梅雨とか台風というようなもの、もしくは道路管理の延長というのは、いわゆる道路移管による管理の変更等で変わりますが、そういう変更によって増減すると記載しております。

「2 従来の実施に要した人員」も先ほどと同じで、資格の話、要件の話なので省略させていただきます。

下半分でございますが、これも徳島河川国道事務所でございます。指標としては道路巡回対象の管理延長を書かせていただきました。それから、人員配置ということで道路巡回の担当技術者の延べ人数を入れさせていただいております。

- 「3 従来の実施に要した施設及び設備」ということで、これも徳島河川国道事務所の出張所等 についてを貸与するということで書いてあります。あと設備についても書かせていだたいておりま す。
- 「4 従来の実施における目的の達成の程度」ということで、ここにつきましては指標としては 通常巡回、定期巡回、異常時巡回、打ち合わせの回数という形で、それぞれの目標・計画、実績を 書かせていただいております。当然、異常時巡回というのは自然災害、自然に対応していますので、 これについては変動が相当程度あるというところでございます。
 - 52 ページは業務の流れを示させていただいております。説明は省略させていただきます。
- もう一つの業務でございます、道路許認可審査・適正化指導業務の要項(案)でございます。 3 ページ「1.1 対象公共サービスの詳細な内容」、(1)業務内容でございます。道路法に基づく各種申請の審査・指導及び道路の不正使用・不法占用の指導取り締まり等の補助的業務を行うものでございます。
- (2)業務の内容でございますが、まず「1. 許認可審査業務」でございます。1)道路法に基づく申請書類の受付及び審査等ということで、まず①では、そういう申請書の受付と審査、書類作成が書かれております。②では、道路の境界明示、確認などのための現地調査・審査、③では特殊車両の通行許可申請に係る内容についてでございます。④は道路の取り付けなどの協議が発生しますが、そういうものの審査・実施状況でございます。⑤として、その他道路管理上必要になる各種業務について示させていただいております。
- 2)いろいろ道路につきましては苦情がございます。苦情申立て等に関する受付、伝達、現地立ち会いもこの業務に入れております。
 - 3)許認可審査に係る台帳、台帳付図等の整備。
 - 4)災害時における業務が含まれております。
- 「2.適正化指導業務」でございます。まず、1)道路法に基づく指導取り締まり等でございますが、①道路の不正使用、不法占用、違法放置の指導取り締まり。②特殊車両の通行に当たっての指

導取り締まり。

- 2) 適正化に係る台帳、台帳付図等の整備というものが内容になってございます。
- 「1.2.1 達成目標」でございますが、これも先ほど申した2つに分けて書いております。1つ目が許認可審査業務、ここで書いていますのは先ほどの業務内容に対応した項目で整理しております。
- 「2. 適正化指導業務」につきましても、先ほどの業務内容の項目に合わせて記載しているところでございます。

あとの内容は、今の道路の巡回業務とほとんど変わりませんので省略させていただきたいと思います。

最後に業務量を説明させていただきますが、27ページです。業務ボリュームということで、道路 許認可審査・適正化指導業務につきましては、地方整備局の各事務所で出していると。指標としま しては、許認可の審査件数、特車の申請許可件数を列挙させていただいております。

50ページでございます。別紙 - 3ということで、従来の実施状況に関する情報の開示です。ここは実績としまして東北地方整備局の青森河川国道事務所の内容について示させていただきました。平成19~21年までの実績の契約額について示させていただいております。これも契約額が平成19年と平成20年、平成21年で変化しておりますけれども、注記事項の1つ目をごらんいただきたいと思います。本業務は平成19年度におきましては道路巡回と情報連絡業務ということで、いわゆる道路の渋滞情報等、道路の情報を扱うという業務がございました。そういうものを併せて出していたと。それを平成20年、平成21年は道路巡回に分けたということで金額が変わっております。51ページ、ちょっと字が小さくて恐縮でございます。上半分は資格・要件の話ということで省略させていただきます。

下半分は同じ青森河川国道事務所の事例でございますが、評価項目としまして 2 つ挙げております。①道路法第 24 条・第 35 条の申請許可件数、②道路法第 47 条 2 に関する申請許可件数ということで、許可件数を書かせていただいております。それ対して要した担当技術者の人数を書かせていただいております。これが平成 $19\sim21$ 年までという形で記載しております。

- 「3. 従来の実施に要した施設及び設備」も事務所管内の執務室を貸与しているというところもございまして、そういう施設名、必要な設備・物品を記載しております。
- 「4. 従来の実施における目的の達成の程度」ということで、評価項目を3つ挙げさせていただきました。道路法第24条・第35条の許可件数、道路法第47条2に関する許可件数、打ち合わせ回数ということで、これにつきましては先ほどの河川と同じような議論になるかと思いますが、実際の許可件数は計画数と実績が書かれております。

それから、最後のページは業務の流れということで記載させていただいております。

以上が、道路許認可審査・適正化指導の内容でございます。

○深澤課長(道路局国道・防災課) 補足させていただきます。道路局で担当しております国道・ 防災課長でございます。

1点だけ補足させていただきたいと思いますけれども、先ほど河川のところで御議論がありましたように、7月の閣議決定時の範囲と今回の範囲が違うという御指摘で、特に道路巡回につきまし

ては、四国地方整備局を対象とさせていただいております。その辺の経緯を簡単に御説明させていただきたいと思います。実は、昨年度の事業仕分け等の結果もございまして、道路の維持管理費が大幅に縮減されました。実は今年、実際どういう形でやっているかというと、従来は道路巡回というものと、それに基づいて何かあった場合の維持作業、実際にものを拾ったり、あるいは直したりというものを別々に発注したんですけれども、非常に経費がかかるということもありまして、今年、試行的に道路巡回と実際の維持作業を同じような形で民間業者に発注しております。うまくいくかどうかをずっとやってきたんですけれども、これまでのところかなりスムーズにいっておりますので、コスト縮減の観点、民間への発注という観点からいって、来年度も今年うまくいっているところについては同様に、民間の維持業者にパトロールも一緒にやっていただこうということで考えております。

ただ、四国につきましては、どっちがいいのかはこれからいろいろと検証しなければいけないんですけれども、今までと同じような形で道路巡回と維持を分けて発注しようと考えておりますので、今回のこの業務につきましては四国を対象に市場化テストをやってみて、その結果を踏まえ、そういう形がいいのか、あるいはほかのところでやっているように維持の仕事と巡回の仕事を一緒に出した方がいいのかの検証もしていきたいと考えております。そのような背景もございまして、今回、四国地方整備局ということにさせていただいたわけでございます。

以上、補足をさせていただきました。

- ○小林副主査 ありがとうございました。
 - それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問・御意見をお願いいたします。
- ○逢見副主査 道路巡回業務で四国になったという理由は今の説明でわかりましたけれども、今後、四国についても比較検討した上で維持業務と一体化して発注することもあり得るということですか。
- ○深澤課長 平成 23 年度はこういう形でやってみて、その結果とほかの整備局でやっている一体型の発注と両者を比較した上で、もし一体型の方が効率的でコストがかからないということであれば、そちらの方で民間企業にお願いするというやり方もありますし、あるいは、今回四国でやった結果、そちらの方が効率的だということがあれば、逆にほかのところにこのやり方を適用していきたいということで、そういう検証も是非平成 23 年度はやってみたいなと考えております。
- ○逢見副主査 業務契約期間が単年度と2ヶ年と両方想定されていますけれども、2ヶ年契約して途中で切るということはあるんですか。
- ○深澤課長 四国におきましても幾つかの事務所がありまして、これも検証ということで単年度の 契約の場合、それから複数年の場合を両方やってみて、それでも比較してみようかなと考えており ます。
- ○逢見副主査 そうすると、事業評価のときにもそういう視点でのデータも当委員会にもお示し願います。市場化テストがほかのやり方に比べて効率的かどうか、今後これを続けるべきかどうかという判断材料になりますから。
 - もう一つの道路許認可審査の方は、北海道と沖縄が実績では抜けていますけれども、。

- ○深澤課長 沖縄は入っています。
- ○逢見副主査 北海道が入っていないのですか。
- ○深澤課長 当初は全機関やる予定といいますか、どこでもできるような形で考えていたんですけれども、北海道については平成21年度、平成22年度の実際の許認可の状況を見させていただいて、実は北海道の場合ほかのところに比べて余り許認可の数がないんです。例えば、平均でいきますと北海道・沖縄を除くと1㎞当たり20件ぐらいなんですけれども、北海道がその10分の1くらいということでかなり数が少ないので、現在でも実はこういうものを出していないんです。4月のときには平成22年度の状況を見ながらどちらでもできるようなことで考えたんですけれども、今年の状況を見ていく中で、来年度あえてこの仕事を出さなくても回るであろうということで、今回北海道につきましては対象の外にさせていただきました。
- 〇逢見副主査 そういうことであれば、本文の3ページの業務概要の「本業務は、業務発注担当部署 (地方整備局等又は事務所等。別紙-1)」とありますから、そこに北海道はきちんと書かないといけないですね。
- ○深澤課長はいい。では、そこは統一させていただきたいと思います。
- ○逢見副主査 契約期間については、先ほど道路巡回業務についての契約期間の考え方は聞きましたけれども、道路許認可審査・適正化の単年度と複数年度についてはどういうふうに。
- ○深澤課長 これも幾つかのパターンをやって検証させていただきたいと思います。
- ○逢見副主査では、これも実績評価のときにそういうデータもお示し願いたいと思います。

それから、情報開示の部分ですけれども、道路許認可の 50 ページの別紙 - 3、平成 19 年度が道路巡回業務と合わせての金額なんですが、この部分から許認可について抜き出すことはできないんですか。これだけ見せられても、この数字だと民間事業者としては余り意味がないですよね。

- ○深澤課長 実態として一括で出しているので、想定して例えば、諸経費を案分するとかそういう 前提を置いた数字は出せるかと思いますが、実際契約していないので、そういう仮定の数字になる とは思います。
- ○小林副主査 今は道路巡回の方ですか。
- ○逢見副主査 巡回ではなくて、許認可の 50 ページです。これでは平成 19 年度の数字だとわからない。案分だと出せないこともないと。案分でもいいかどうかという話ですが。
- ○小林副主査 これはわからないというのが正直なところですか。
- 〇森戸技術企画官(道路局国道・防災課) 正確にはですね。
- ○小林副主査 ただ、これは業務量には依存しないんですかね。業務量に依存するというよりは人に依存しているんですかね。だから、人の配置は変わっていないということなんですよね。残業とかはカウントしていないですよね。だから、平成 19 年は 519 件とか、件数が多いじゃないですか。人に依存しているんですね。

とすると、何を参考にしたらいいのかよくわからないですね。つまり、平成 20 年度と平成 21 年度が変わっているのは何に依存しているんですか。これは別々の業者さんですか。

○深澤課長 許認可の平成 20 年と平成 21 年ですね。

- ○逢見副主査 下の注記だと、平成 20 年度、平成 21 年度の委託費の減は、契約実態によるものであると書いてありますね。契約実態というのが。
- ○森戸技術企画官 単価の変更等で若干、毎年毎年の発注で見直しが入っているのと、この契約が どうだったかというのはわかりませんが、いわゆる入札差金と言われるものが加味されていますの で。
- ○深澤課長 落札率も入っている。
- ○森戸技術企画官 いわゆる、予定価より下回る価格で業者さんからの申し出があるんですけれど も、その分の差は入っているかと思います。
- ○小林副主査 価格競争が働いた結果ということですか。
- 〇森戸技術企画官 平成 20 年度は企画競争といいまして、技術競争をしていただいて特定をして から金額を合わせるという方式なんですが、平成 21 年度は総合評価方式ということで、いわゆる 入札行為をやっていただいていると。なので、契約方式自体がそもそも平成 20 年と平成 21 年で違 っていると。
- ○小林副主査 実績を出している意味合いが余りなくて。そういう説明はしていただいた方がいいですけれども、そうすると、基本的には平成 21 年度というのがベンチマークにならざるを得ないということになってしまいますね。だから、参考情報として平成 19 年度も出していますみたいな感じになってしまいますね。
- ○横山課長 それは、今まで御説明したほかのものも、従来は平成 18 年ぐらいまでは特命随契だったものを契約方式を見直してきていると。参加要件を広げるということと同時に契約方式も変えてきていまして、今は一般競争で価格だけではないんですけれども、価格と技術両方の競争、総合評価ということに平成 22 年度からは全面的に切り替えてきていますので、過去の3か年のデータを出すというスタイルでいきますと、平成 19 年は古いスタイルが入っているものがあるということでございまして、見ていただく民間会社の方には、平成 21 年度のデータを見ていただくのが、業務の中身とか金額を見ていただくには一番いいのかなと思います。その辺、違いがあるところは違いをはっきり注記した上でデータとしては出したいと思います。
- ○小林副主査 それを書き込んでいただくということで対応していただきたいんですけれども、それと同じかどうかわからないですが、道路の巡回業務の方で、発注している中身が平成 19 年度と平成 20 年度は違っていて、平成 21 年度が今回と同じ発注のやり方ですよね。人員のデータは道路巡回担当技術者分だけなんですよね。それが、それぞれ平成 19 年度、平成 20 年度、平成 21 年度というので出ているんですよね。参考になる数字はそうだとすると、やはり平成 21 年度しかないということになってしまうんですよ。業務の繁閑の状況と対応というところでは、気象条件等によって業務量の変動が発生していますという説明があるので、そこは先ほどと同じようなことですけれども、それによって道路の巡回業務のコストが上がったり下がったりという情報はないんですか。○深澤課長 書き方は先ほどのお話と関係して、これでいいのかどうかというのがありますけれども、51 ページの4で通常巡回、定期巡回、異常時巡回は年によってちょっと変わっております。ここが変動要因を表しているのかなと。

- 〇小林副主査 つまり、平成 21 年度は前年度と比べると多かったのか、少なかったのか、通常だったのか。異常時巡回は少なかったのでそれほど、でも平成 20 年度と比べると。
- ○深澤課長 平成20年よりは多いですけれども、平成19年よりは少ないです。
- ○小林副主査 そういうことは、さっきみたいな標準値のようなものがどこかで出てこないと、 8,767 万の説明が出てこないんじゃないかなと思っているんです。それで参考値はどこを読めばい いのかというのが。
- ○深澤課長 先ほど申し上げましたように、例えば、巡回について言うと、平成 19 年、平成 20 年はほかのと一括に出していたので、その分のお金はないんですけれども、いろいろと前提条件をつけて、こういう形で案分をすれば大体相当額がこれくらいというのは試算してみたいと思うんですが、それと先ほどの巡回の増減との関係がもしわかるのであれば、もう少し情報としてわかりやすいものが出せるのかもしれないという感じがしているんですけれども。
- ○逢見副主査 参考情報でもいいからやってもらった方がいいですよね。
- ○深澤課長 ちょっとトライしてみて、どんな形で出せるのか事務局とも御相談させていただきた いと思います。
- ○逢見副主査 今後の事業評価の進め方については、先ほどの河川と同じような形で進めたいと思います。

以上です。

- ○小林副主査 先ほどと同じようなことで、許認可の審査の方で、目的の達成の程度というところが円滑な行政手続によって適切な道路利用を推進することが目的だから、それを達成するように適切に行われたかどうかということなので、ここもちょっと工夫してただく必要があると思います。 ○横山課長 先ほどの河川のところと本質的に同じ話でございますので、どういう表現ぶりができるのか我々も考えますし、事務局にも御相談に乗っていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
- ○小林副主査 それでは、先ほどの検討事項とも共通するようなことも出てきましたので、本実施 要項(案)につきましても、事務局と調整を進めていただいた上で、私たち委員が確認してパブコ メという手続でよろしいですか。
- ○事務局 そうですね。幾つか巡回と許認可と御指摘いただいたところは調整の上、またパブコメ の手続の際にお示ししたいと考えております。
- ○小林副主査 では、いろいろ事務局と調整していただく事項がございますけれども、実施要項 (案)につきましては調整を進めていただきまして、パブリックコメントをしていただきたいと思いますので、国土交通省におかれましては、次回の審議で議了する方向で進めたいと思いますので、よろしく御検討いただきますようお願いいたします。

本日は、ありがとうございました。